

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第7部門第3区分
【発行日】平成26年4月10日(2014.4.10)

【公開番号】特開2012-222530(P2012-222530A)
【公開日】平成24年11月12日(2012.11.12)
【年通号数】公開・登録公報2012-047
【出願番号】特願2011-84905(P2011-84905)
【国際特許分類】

H 0 4 N 7/173 (2011.01)

H 0 4 N 19/00 (2014.01)

【F I】

H 0 4 N 7/173 6 3 0

H 0 4 N 7/13 Z

【手続補正書】

【提出日】平成26年2月20日(2014.2.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0029

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0029】

これにより、ウェブサーバ11には、同一のコンテンツについて、ビットレートの異なる3種類のコンテンツのTSファイルが記憶される。また、それぞれのコンテンツのTSファイルに対するインデックスファイルと、それらのインデックスファイルに対するプレイリストファイルが記憶される。ウェブサーバ11は、プレイリストファイルを管理することで、クライアント端末装置13からの要求に応じて、3種類のコンテンツのTSファイルの配信を行う。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0035

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0035】

このように、コンテンツ配信システムにおいては、ウェブサーバ11が、同一のコンテンツについて、ビットレートの異なる複数のコンテンツファイルを配信することができるため、クライアント端末装置13では、ネットワーク環境等に応じて、コンテンツのビットレートを適応的に制御することができる。